



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件(村づくり計画課) ..... 1
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定・3件(道路管理課) ..... 4
- 基本測量の実施の通知(道路管理課) ..... 4
- 基本測量の実施の終了の通知(道路管理課) ..... 4
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可(都市計画・モノレール課) ..... 5
- 市街地再開発組合の定款の変更の認可(都市計画・モノレール課) ..... 5

### 公 告

- 狩猟免許試験の実施(自然保護課) ..... 5
- 毒物劇物取扱者試験の実施(衛生薬務課) ..... 6
- 大規模小売店舗の新設の届出(中小企業支援課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課) ..... 7
- 建設業者の許可の取消し(技術・建設業課) ..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・12件(道路街路課) ..... 9
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件(下水道課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) ..... 13

### 教育委員会事項

- 技能教育のための施設の指定 ..... 14

### 公安委員会事項

- 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則 ..... 14
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 19
- 特定任意講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則 ..... 31
- 高齢者講習の実施等に関する規則 ..... 39
- 認知機能検査の実施に関する規則 ..... 46

## 告 示

### 沖縄県告示第195号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり糸満市喜屋武第3土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地

理事	徳嶺義武	糸満市字喜屋武370番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
理事	仲西栄二	糸満市字糸満777番地
理事	亀甲等	糸満市字喜屋武326番地
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	前原信栄	那覇市字仲井真318番地1 ザ・プレース那覇仲井真レジデンス303
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地

任期 令和4年3月30日から令和8年3月29日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	徳嶺敬正	糸満市字喜屋武342番地
理事	徳嶺武	糸満市字喜屋武339番地
理事	栄盛光秀	糸満市字喜屋武346番地
理事	亀甲康栄	糸満市字喜屋武348番地
理事	徳嶺義武	糸満市字喜屋武370番地
理事	幸地義則	糸満市字喜屋武391番地
理事	大保新幸	糸満市字喜屋武442番地の2
理事	仲西栄二	糸満市字糸満777番地
監事	亀甲武光	糸満市字喜屋武239番地
監事	前原信栄	那覇市字仲井真318番地1 ザ・プレース那覇仲井真レジデンス303
監事	慶留間清栄	糸満市字喜屋武492番地

沖縄県告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり宮古土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲里長造	宮古島市平良字島尻1465番地
理事	松原清光	宮古島市平良字松原531番地6
理事	池村香成	宮古島市平良字下里1119番地3
理事	前川尚誼	宮古島市平良字西里2029番地2

理事	宮国高宣	宮古島市平良字東仲宗根910番地2F
理事	島尻孝雄	宮古島市平良字東仲宗根882番地2
理事	岡村幸男	宮古島市城辺字長間692番地8
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地1
理事	饒平名健二	宮古島市城辺字砂川690番地5
理事	多良間雅三	宮古島市城辺字友利188番地1
理事	平良哲則	宮古島市下地字嘉手苺813番地
理事	石嶺明男	宮古島市下地字上地7番地7
理事	砂川巖	宮古島市上野字宮国1039番地6
理事	与那覇国洋	宮古島市上野字上野54番地5
監事	池間勉	宮古島市平良字荷川取318番地13
監事	國仲清正	宮古島市城辺字下里添132番地3
監事	上地昭人	宮古島市下地字上地401番地2

任期 令和4年4月5日から令和8年4月4日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	仲里長造	宮古島市平良字島尻1465番地
理事	池間雅昭	宮古島市平良字東仲宗根656番地2
理事	池村香成	宮古島市平良字下里1119番地3
理事	前川尚誼	宮古島市平良字西里2029番地2
理事	島尻孝雄	宮古島市平良字東仲宗根882番地2
理事	岡村幸男	宮古島市城辺字長間692番地8
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地1
理事	砂川明寛	宮古島市城辺字砂川198番地6
理事	多良間雅三	宮古島市城辺字友利188番地1
理事	川満省三	宮古島市下地字上地512番地
理事	前里孝清	宮古島市下地字川満1367番地4
理事	川満久雄	宮古島市上野字野原526番地14
理事	与那覇国洋	宮古島市上野字上野54番地5
監事	池間等志	宮古島市平良字狩俣36番地1
監事	國仲清正	宮古島市城辺字下里添132番地3
監事	砂川巖	宮古島市上野字宮国1039番地6

**沖縄県告示第197号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 一般国道
  - 2 路線名 国道390号
  - 3 区間 宮古島市下地字川満1559番3から宮古島市平良字久貝1071番4まで
- 

**沖縄県告示第198号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
  - 2 路線名 平良新里線
  - 3 区間 宮古島市平良字下里556番11から宮古島市平良字下里587番4まで
- 

**沖縄県告示第199号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
  - 2 路線名 平良下地島空港線
  - 3 区間 宮古島市伊良部字池間添1110番2から宮古島市伊良部字池間添1083番まで
- 

**沖縄県告示第200号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 東村
  - 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
  - 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 

**沖縄県告示第201号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
  - 2 基本測量を実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
  - 3 作業種類 基本測量（国土広域情報修正）
-

**沖縄県告示第202号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目1番1号トラスト山里ヒルズ204
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から令和5年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の内容 事業施行期間を「平成27年4月21日から令和4年3月31日まで」から「平成27年4月21日から令和5年3月31日まで」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 令和4年3月30日

**沖縄県告示第203号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里一丁目1番1号トラスト山里ヒルズ204
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から令和5年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の内容 事務所の所在地を「沖縄市山里二丁目1番8号」から「沖縄市山里一丁目1番1号 トラスト山里ヒルズ204」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 令和4年3月30日

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
令和4年8月26日（金曜日） 午前9時から午後6時30分まで	沖縄県市町村自治会館2階ホール	那覇市旭町116番地37
令和4年9月2日（金曜日） 午前9時から午後6時30分まで	沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室	石垣市字真栄里438番地1
	沖縄県宮古合同庁舎2階講堂	宮古島市平良字西里1125番地

- 2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を令和4年6月20日（月曜日）から同年7月19日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号

0980-72-2365)又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課(電話番号0980-82-2342)に提出すること。

3 その他 詳細については、沖縄県環境部自然保護課(電話番号098-866-2243)に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、令和4年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月2日 午前10時から午前12時まで

(2) 場所

ア 沖縄県市町村自治会館 沖縄県那覇市旭町116番地37

イ 沖縄県宮古保健所 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根476番地

ウ 沖縄県八重山保健所 沖縄県石垣市字真栄里438番地

2 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続 受験願書を令和4年6月6日(月曜日)から同月13日(月曜日)までに、県内居住者にあつては住所を管轄する保健所に、県外居住者にあつては沖縄県保健医療部衛生薬務課に提出すること。ただし、土曜日又は日曜日は受験願書を受け付けないこと。

4 その他 詳細については、沖縄県保健医療部衛生薬務課(電話番号098-866-2055)又は最寄りの保健所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があつた。

なお、関係書類は、令和4年5月13日から同年9月13日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和4年3月18日

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグイレブン南城大里店 南城市大里字高平前原139番ほか5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 知念善彦 名護市大北三丁目25番15号、有限会社琉球リゾート 浦添市牧港五丁目6番2号 代表取締役 橋本雅彦

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグイレブン 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役社長 畑井慎司、株式会社ローソン沖縄 浦添市内間四丁目1番5号 代表取締役社長 中西淳

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年11月19日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,103平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 71台

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 8台

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 25平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 9.5立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の

図のとおり

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南城市土木建築部都市計画課において縦覧に供する。)

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) タウンプラザかねひで名護市場 名護市東江五丁目6493番4ほか2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役社長 知念三也
- 3 法第8条第1項の規定による名護市の意見の概要 地域住民の生活に配慮し、騒音、振動、悪臭等での相談及び苦情があった際には真摯に対応すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和4年5月13日から同年6月13日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
- (2) 商号名 有限会社丸友開発
- (3) 代表者名 惣慶長喜
- (4) 所在地 那覇市字真地185番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第5866号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月12日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
- (2) 商号名 株式会社安住. 区
- (3) 代表者名 安慶名辰也
- (4) 所在地 浦添市前田三丁目1番20号1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第13922号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構

造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 株式会社エフワン
  - (3) 代表者名 玉城武志
  - (4) 所在地 浦添市伊祖一丁目29番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第14169号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 和三工業
  - (3) 代表者名 翁長英樹
  - (4) 所在地 うるま市字平良川391番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13140号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 合同会社イシン産業
  - (3) 代表者名 石川勇
  - (4) 所在地 金武町字屋嘉2927番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-30)第11820号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月30日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 株式会社大嶺建材
  - (3) 代表者名 大嶺秀友
  - (4) 所在地 名護市字宇茂佐1966番地5
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第8453号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年12月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 株式会社とも建設
  - (3) 代表者名 友利達夫
  - (4) 所在地 うるま市字赤野110番地
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第12456号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 令和3年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年12月22日
  - (2) 商号名 株式会社雅
  - (3) 代表者名 當山学



- (4) 所在地 那覇市字田原105番地1 エクセレントミヤビ105  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第14476号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、  
タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工  
事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事  
業、左官工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事  
業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出が  
あった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同  
法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・2・10号豊見城中央線  
2 施行者の名称 沖縄県  
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし  
5 事業施行期間 平成12年5月1日から令和7年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同  
法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業  
(2) 名称 3・2・13号南風原中央線及び3・4・2号国道329号  
2 施行者の名称 沖縄県  
3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号  
4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし  
5 事業施行期間 平成12年12月12日から令和5年3月31日まで  
6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同  
法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

- (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成17年8月26日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月3日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・10号識名真地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成19年7月23日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・37号糸満与那原線及び3・4・36号国道331号

- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年8月7日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成20年10月29日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成21年12月14日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県

- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年12月25日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・18号城間前田線及び3・4・34号県道153号線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成26年沖縄総合事務局告示第36号の事業地のうち、沖縄県浦添市安波茶二丁目、安波茶三丁目、仲間二丁目、仲間三丁目、字仲間山川原及び字前田山川原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成26年6月23日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地及び事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・2号久松線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成27年3月31日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・5号マクラム通り線及び3・6・1号平良与那覇線
- 2 施行者の名称 沖縄県

- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成28年6月24日から令和7年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第二流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年5月17日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年5月4日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中部第一流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和48年建設省告示第1961号、昭和52年建設省告示第1143号、昭和55年建設省告示第172号、昭和60年建設省告示第711号、昭和63年建設省告示第653号、平成5年建設省告示第1205号、平成8年建設省告示第450号、平成11年建設省告示第1200号及び令和元年沖縄総合事務局告示第5号の事業地のうち沖縄県浦添市勢理客四丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和48年9月19日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地及び事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年5月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月25日 沖縄県指令土第581号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原704番4及び704番8のそれぞれの一部並びに

704番19及び704番21

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋223番地6 スカイハウス南星4-A 謝花優太
- 5 検査済証番号 令和4年4月11日 第4803号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月30日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定により技能教育のための施設を次のとおり指定し、併せて学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の2の規定により次のとおり連携科目等を指定した。

令和4年5月13日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地 専修学校那覇尚学院 那覇市泊2丁目16番地3
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス基礎	ビジネス基礎
簿記	簿記
コンピュータ基礎	情報産業と社会
プログラミング	情報システムのプログラミング
キャリアデザイン	課題研究
クラフィックデザイン	情報デザイン
応用英語（翻訳・通訳）	ディベート・ディスカッション I

- 3 指定年月日 令和4年2月22日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県運転技能検査の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

沖縄県公安委員会

#### 沖縄県運転技能検査の実施に関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。「以下「府令」という。）に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運転技能検査員の要件）

**第2条** 検査は、運転技能検査員が行うものとする。

- 2 運転技能検査員は、次の各号（検査を受ける者（以下「受検者」という。）の利便性に配慮し、検査を過疎地域、辺地その他の地域において実施する場合にあっては、第5号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - イ 法第117条の2の2第12号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 警視總監又は都道府県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
  - イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した期間がおおむね1年以上あるもの
  - イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者（令和4年5月13日以降に合格したものに限る。）
  - イ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を終了した者（令和4年4月1日以降に終了したものに限る。）
  - ウ 令和4年5月12日以前にアの審査に合格した者又は令和4年3月31日以前にイに規定する研修（運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を除く。）若しくは自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員研修を終了した者であって、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けた者

（実施方法）

**第3条** 検査を集団的に行う場合の集団の人数は、運転技能検査員1人につき5人までとする。

2 前項の場合において、検査は、高齢者講習の実施等に関する規則（令和4年沖縄県公安委員会規則第10号）の規定により実施する高齢者講習における実車による指導と合同で行うことができる。

（実施場所）

**第4条** 検査は、適正な検査を行うことができるコースにおいて実施するものとする。ただし、検査をコースにおいて実施することが困難である場合又は受検者の利便性に配慮し、検査を過疎地域、辺地その他の地域において行う場合であって、検査の安全性を確保することができるときは、適正に検査を行うことができる道路その他コース以外の場所において実施することができる。

（使用車両）

**第5条** 検査は、公安委員会が提供する補助ブレーキその他の検査に必要な装備が整備された普通自動車を使用して行うものとする。

2 府令第26条の5第4項の規定による前項の普通自動車以外の普通自動車の使用は、他の受検者の検査の実施に支障がなく、かつ、検査の安全性が確保されると認められる場合に限り行うことができる。

（検査の委託）

**第6条** 法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部を委託する場合の府令第31条の4の2に

規定する公安委員会が認める法人は、検査を行うために必要なコースその他の設備を有する法人とする。

2 公安委員会は、法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部を委託する場合にあっては、当該事務を受託した法人（以下「検査受託法人」という。）の実施する検査を受けた者であってその結果が府令第26条の6第1項第1号に規定する基準（第10条及び第12条において「基準」という。）に該当するものに対し、検査を実施することができる体制を整備するものとする。

（受検申請）

**第7条** 検査を受けようとする者は、運転技能検査受検申請書（様式第1号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請書が提出されたときは、検査に関する通知書及び法第92条第1項に規定する免許証（以下この項において「免許証等」という。）により受検者であることを確認するものとする。ただし、受検者が特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。）であるときその他免許証等により受検者であることを確認することができないときは、免許証等以外の本人確認書類により受検者であることを確認するものとする。

（検査の実施）

**第8条** 運転技能検査の実施方法については、警察本部長が別に定めるところによるものとする。

（検査の記録）

**第9条** 検査を行うときは、その状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録し、必要に応じ、検査の後に当該記録媒体を再生してその内容を確認するものとする。ただし、機器の故障その他のやむを得ない理由により検査の状況を記録媒体に記録することができない場合であって、現に検査を行う受検者以外の受検者を検査に用いる車両に同乗させるときは、この限りでない。

（検査の中止）

**第10条** 検査は、受検者が基準に該当することが明らかとなった場合（次のいずれかに該当し、受検者が府令第26条の6第1号ロに定める基準に該当することが明らかになった場合その他の府令第26条の5第2項に規定する場合であって、検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときを除く。）であっても、同項に規定する距離の全部を走行させて行うものとする。

- (1) 受検者の運転技能が著しく低いことその他の理由により、検査が終了しないと見込まれるとき。
- (2) 受検者が、正当な理由なく運転技能検査員の指示に従わないとき。
- (3) 受検者が、人を死傷させ、又は物を損壊する事故を起こしたとき（当該事故について、受検者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

（運転技能検査受検結果証明書）

**第11条** 府令第26条の5第6項による書類の交付は、運転技能検査受検結果証明書（様式第2号）により行うものとする。

（登録及び報告）

**第12条** 公安委員会は、検査を受けた者のうち基準に該当しなかった者を運転者管理システム（運転者に関する情報を管理するため、沖縄県警察運転免許センターに設置する電子計算機と警察庁に設置された電子計算機とを電気通信回線で接続した運転者管理システムをいう。）に登録するものとする。

2 検査受託法人は、検査を受けた者のうち基準に該当しなかった者について、運転技能検査実施結果報告書（様式第3号）により、公安委員会に報告するものとする。

3 検査受託法人は、検査結果について検査を受けた者その他の者から不服又は苦情の申出があったときは、速やかに次の事項を書面で公安委員会に報告するものとする。

- (1) 申し出た者の氏名、連絡先及び検査の実施状況
- (2) 不服又は苦情の内容
- (3) 検査受託法人の対応の内容

（事故の防止）

**第13条** 検査は、受検者の心情及び体調に配慮してこれを実施するよう努めるものとする。

2 運転技能検査員は、検査中の事故の発生の防止に努めるものとする。

（相談）

**第14条** 公安委員会は、検査を受けようとする者からの相談に応ずるための措置を講ずるものとする。

（委任）

**第15条** この規則及び公安委員会が別に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、警察本部長が



定める。

様式第1号 (第7条関係)

運 転 技 能 検 査 受 検 申 請 書				
		年	月	日
沖縄県公安委員会 殿				
申請者		住所		
		氏名		
		生年月日	年	月
		日生		
		( 歳)		
		連絡先		
運転技能検査の受検を次のとおり申請します。				
年月日	年	月	日	免許証の有効期限
				年
				月
				日まで
場所				
区分	<input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種		<input type="checkbox"/> AT <input type="checkbox"/> MT	
備考				
(証紙貼付欄)				

備考1 該当する□に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号 (第11条関係)

第	号			
運 転 技 能 検 査 受 検 結 果 証 明 書				
		年	月	日
住所				
氏名				
		年	月	日生

上記の者は、 年 月 日、 において、  
 道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運転技能検査の結果	点
-----------	---

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者  
 (合格基準)

下記以外の運転免許	70点以上
大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	80点以上

年 月 日  
 沖縄県公安委員会 印

備考1 該当する口に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする

様式第3号 (第12条関係)

運転技能検査実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

検査受託法人名  
 管理者

下記の者に対して、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏名 ----- 生年月日	性別	免許証番号	登録番号	検査場所 ----- 検査番号	得点
	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	

	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	
	-----				-----	

備考1 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍）を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

**沖縄県公安委員会規則第8号**

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

沖縄県公安委員会

**沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 運転免許取得者教育の認定（第31条の2—第31条の6）」を「第10章 運転免許取得者教育の認定（第31条の2—第31条の8）」とし、「第11章 運転免許取得者等検査の認定（第31条の9—第31条の15）」を「第11章 運転免許取得者等検査の認定（第31条の9—第31条の15）」に、「第11章」を「第12章」に、「第12章」を「第13章」に改める。

第2条を次のように改める。

（申請等の提出）

**第2条** 法、令、施行規則及び国公委規則並びにこの規則の規定により沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する申請、届出その他の書類（第7条の2、第8条第2項及び第7項、第19条、第31条の2第2項、第31条の7第2項、第31条の9第2項並びに第31条の14第2項に規定するものを除く。第6号において書類等という。）の提出は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 法第59条第2項ただし書の規定による自動車のけん引の許可の申請の提出は、出発地を管轄する警察署長を経由して行う。
- (2) 次に掲げる届出、申出及び申請の提出は、当該届出、申出又は申請に係る自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由して行う。
  - ア 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任又は解任の届出
  - イ 法第74条の3第8項の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けた場合の当該講習の申出
  - ウ 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する公安委員会の教習又は同号若しくは同条第2項第2号の規定による公安委員会の認定の申請
  - エ 令第13条第1項の規定による緊急自動車の申請又は届出

オ 令第14条の2第1号の規定による道路維持作業用自動車の届出及び同条第2号の規定による道路維持作業用自動車の申請

(3) 次に掲げる申請、申出及び届出の提出は、沖縄県警察本部交通部運転免許試験課長（以下「運転免許試験課長」という。）を経由して行う。

ア 法第99条第1項の規定による自動車教習所の指定の申請

イ 法第99条の4の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習の通知を受けた場合の当該講習の申出

ウ 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請

エ 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「教育認定規則」という。）第7条第1項又は第3項の規定による認定教育実施者の変更の届出

オ 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「検査認定規則」という。）第8条第1項又は第3項の規定による認定検査実施者の変更の届出

(4) 次に掲げる申出の提出は、沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長を経由して行うことができる。

ア 法第108条の2第1項第2号に規定する取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習の申出

イ 法第108条の2第1項第3号に規定する免許の保留、免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の申出

ウ 法第108条の2第1項第6号に規定する原付免許を受けようとする者に対する講習の申出

エ 法第108条の2第1項第11号に規定する免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習の申出

(5) 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第2条第1項の規定による法人の登録又は同条第3項において準用する同条第1項の規定による法人の登録の更新の申請の提出は、当該申請を行う法人の主たる事務所を管轄する警察署長を経由して行う。

(6) 前各号の規定により提出する書類等以外の書類等の提出は、申請、届出又は申出をする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行う。

第24条の表中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改める。

第24条の2第2項中「第90条第8項及び第103条第6項の規定による医師の診断書」を「第90条第8項、第102条第4項及び第103条第6項の規定による医師の診断書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（臨時機能検査の受検期間等及び軽微違反行為をした者に対する講習の受講期間の特例）

**第24条の3** 令第37条の6の5第6号に規定する公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次に掲げるものとする。

(1) 検査又は講習通知の移送が遅れたため、変更した住所地において検査又は講習を受ける期間が短くなったこと。

(2) 災害その他の突発的な事由により、検査又は講習を実施することができなくなったこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ないと認める特別の事情があること。

第27条中「第108条の2第1項各号」を「第108条の2第1項第1号から第14号まで」に改め、同条第2号中「第108条の2第1項第2号及び第10号」を「第108条の2第1項第2号、第10号及び第14号」に改める。

第28条に次の1号を加える。

(11) 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）若年運転者講習受講申請書（様式第25号の3）

第29条第9号を削り、同条第10号中「様式第37号」を「様式第36号」に改め、同号を同条第9号とし、同条に次の1号を加える。

(10) 若年運転者講習 若年運転者講習終了証明書（様式第37号）

第30条中「沖縄県警察安全運転学校中部分校、沖縄県警察安全運転学校北部分校、沖縄県警察安全運転学校宮古分校及び沖縄県警察安全運転学校八重山分校」を「沖縄県警察運転免許センター中部支所、沖縄県警察運転免許センター北部支所、沖縄県警察運転免許センター宮古支所及び沖縄県警察運転免許センター八重山支所」に改める。

第31条の見出し中「初心運転者講習及び違反者講習」を「若年運転者講習及び初心運転者講習」に改め、同条中「第37条の8第3項第6号又は第41条の2第1項第7号」を「第37条の11第7号」に改め、同条第2号中「災害等」を「災害その他の」に改める。

「第10章 運転免許取得者教育の認定」を「第10章 運転免許取得者等教育の認定」に改める。

第31条の2の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育認定規則第5条第1項の申請書は、運転免許取得者等教育認定申請書（様式第37号の2）とする。

第31条の2第2項中「規定による運転免許取得者教育の認定の申請は、運転免許取得者教育」を「申請書の提出は、運転免許取得者等教育」に改め、同条第3項を削る。

第31条の3から第31条の5までを次のように改める。

（認定書の交付）

**第31条の3** 公安委員会は、法第108条の32の2第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等教育認定書（様式第37号の3）を交付するものとする。

（認定の取り消し）

**第31条の4** 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により同条第1項の認定を取り消したときは、当該認定を取り消された者に対し、その旨を運転免許取得者等教育認定取消通知書（様式第37号の4）により通知するものとする。

（認定事項の変更）

**第31条の5** 教育認定規則第7条第1項又は第3項の規定による届出は、運転免許取得者等教育変更届出書（様式第37号の5）によるものとする。

第31条の6中「、認定規則」を「並びに教育認定規則」に、「及び認定規則」を「及び」に改め、同条を第31条の8とする。

第31条の5の次に次の2条を加える。

（電磁的記録媒体による手続）

**第31条の6** 教育認定規則第13条の規定による記録は、同条各号に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）をもって作成又は保存する方法によるものとする。

（運転免許取得者等教育に係る指定）

**第31条の7** 教育認定規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第37号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

2 第31条の2第2項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

3 公安委員会は、第1項の申請書を提出した者を教育認定規則第4条第2項第4号に規定する者として指定するときは、当該者に指定書（様式第37号の7）を交付するものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により指定を受けた者が教育認定規則の規定を遵守すること及び教育認定規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができなくなったときは、当該指定を取り消し、当該者に対しその旨を指定取消通知書（様式第37号の8）により通知するものとする。

第12章を第13章とする。

第11章を第12章とする。

第10章の次に次の1章を加える。

#### 第11章 運転免許取得者等検査の認定

（認定の申請）

**第31条の9** 検査認定規則第6条第1項の申請書は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第37号の9）とする。

2 第31条の2第2項の規定は、前項に規定する申請書の提出について準用する。

（認定書の交付）

**第31条の10** 公安委員会は、法第108条の32の3第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた者に対し運転免許取得者等検査認定書（様式第37号の10）を交付するものとする。

（認定の取消し）

**第31条の11** 公安委員会は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定により法第108条の32の3第1項の認定を取り消したときは、当該認定を取り消された者に対し、その旨を運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第37号の11）により通知するものとする。

（認定事項の変更）

**第31条の12** 検査認定規則第8条第1項又は第3項の規定による届出は、運転免許取得者等検査変更届出書（様式第37号の12）によるものとする。

(電磁的記録媒体による手続)

第31条の13 第31条の6の規定は、検査認定規則第14条の規定による記録について準用する。

(運転免許取得者等検査に係る指定)

第31条の14 検査認定規則第4条第1項第4号又は同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第37号の13)を公安委員会に提出しなければならない。

2 第31条の2第2項の規定は、前項の申請書の提出について準用する。

3 公安委員会は、第1項の申請書を提出した者を検査認定規則第4条第1項第4号又は同条第2項第4号に規定する者として指定するときは、当該者に指定書(様式第37号の14)を交付するものとする。

4 公安委員会は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する指定を取り消し、当該指定を取り消された者に対しその旨を指定取消通知書(様式第37号の15)により通知するものとする。

(1) 検査認定規則第4条第1項第4号に規定する指定を受けた者が検査認定規則を遵守すること及び検査認定規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができなくなった場合

(2) 検査認定規則第4条第2項第4号に規定する指定を受けた者が検査認定規則を遵守すること及び検査認定規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができなくなった場合

(認定等の公示)

第31条の15 第31条の8の規定は、法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第2項並びに検査認定規則第8条第2項及び第13条の規定による公示について準用する。

様式第9号の2中「沖公委」を「沖公委(交企)」に改める。

様式第12号中「沖公委(免)」を「沖公委(交企)」に改め、「平成」を削る。

様式第16号中「沖縄県公安委員会達(免)」を「沖縄県公安委員会達(免試)」に改める。

様式第16号の4及び様式第16号の5中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改める。

様式第17号中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症のおそれがある」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 この通知において、不明な点がある場合には、沖縄県警察運転免許センター(098-851-1000)までお問い合わせください。

様式第17号の2中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改め、備考1を削り、同様式備考2中「となる」を「となります」に改め、同様式中備考2を備考1に、備考3を備考2とする。

様式第17号の3中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改め、備考1を削り、同様式中備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

様式第17号の4中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第17号の5中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改め、備考1を削り、同様式中備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

様式第17号の6及び様式第17号の7中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に改める。

様式第17号の8中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に、 「第90条第8項 第103条第6項」を 「第90条第8項 第102条第4項 第103条第6項」

「第18条の4第2項」を 「第18条の4第2項 第29条の3第4項」に改め、同様式備考2中「第18条の4第2項」の次に 「第29条の5第2項」 「第29条の3第4項」を加える。

様式第17号の9中「沖公委(免)」を「沖公委(免試)」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「記憶力・判断力が低くなっている」を「認知症のおそれがある」に、「受けたことから」を「受け、認知症のおそれ(疑い)があることから」に、「否か」を「どうか」に、 「が拒否される」 「が

「が保留される」 「が が取り消される」 「が 効力が停止される」 の

拒否される  
 保留される  
 取り消される  
 効力が停止される」  
 に改める。

様式第18号中「平成」を削る。  
 様式第18号の2中「沖公委（免）」を「沖公委（免管）」に改める。  
 様式第19号、様式第21号及び様式第24号中「平成」を削る。  
 様式第25号の2の次に次の1様式を加える。

**様式第25号の3**（第28条関係）

若年運転者講習受講申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>	
指定講習機関名	
管理者名	殿
	申請者 住所 氏名
講習の年月日	
講習の場所	
若年運転者講習に係る免許の種類等	免許証番号第 年 月 日 号 交付年月日 ( ) 免許の種類別（講習対象）
備考	通知番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
 様式第26号を次のように改める。

**様式第26号**（第28条関係）

高齢者講習受講申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div>	
沖縄県公安委員会	殿
	住所 申請者 氏名 生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	連絡先
高齢者講習の受講を次のとおり申請します。	
年月日	年 月 日
	免許証の有効期限 年 月 日まで

場所			
種別	<input type="checkbox"/> 更新	<input type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> その他
分類	<input type="checkbox"/> 実車あり	<input type="checkbox"/> 実車免除	<input type="checkbox"/> 実車なし
(証紙貼付欄)			

備考1 該当する□に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第27号、様式第28号、様式第30号、様式第32号、様式第33号及び様式第35号中「平成」を削る。

様式第36号を削る。

様式第37号を様式第36号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

**様式第37号** (第29条関係)

第 号	若年運転者講習終了証明書
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 ( 歳)
免許の種類	
上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を終了したものであることを証明する。	
	年 月 日
	指定講習機関名
	管理者 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の2中「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に、「運転免許取得者教育に」を「運転免許取得者等教育に」に、「運転免許取得者教育の課程」を「運転免許取得者等教育の課程」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類には、添付する書類名を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の3中「第31条の2」を「第31条の3」に、「運転免許取得者教育認定書」を「運転免許取得者等教育認定書」に、「運転免許取得者教育の課程」を「運転免許取得者等教育の課程」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改める。



様式第37号の4中「第31条の3」を「第31条の4」に、「運転免許取得者教育認定取消通知書」を「運転免許取得者等教育認定取消通知書」に、「運転免許取得者教育の」を「運転免許取得者等教育の」に、

取消理由	
------	--

を

取消理由	
<p>(教示事項)</p> <p>1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

に

改める。

様式第37号の5中「第31条の4」を「第31条の5」に、「運転免許取得者教育変更届出書」を「運転免許取得者等教育変更届出書」に、「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に、「及び」を「又は」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の5の次に次の10様式を加える。

**様式第37号の6（第31条の7関係）**

指定申請書		
		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿		

住所  申請者  氏名	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。	
使用する施設	名称 <hr/> 所在地
備考	

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の7（第31条の7関係）

第 号	指定書  氏名又は名称  住所又は所在地
運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。	
年 月 日  沖縄県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の8（第31条の7関係）

指定取消通知書  年 月 日  住所又は所在地 殿  沖縄県公安委員会 印	
下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指	

定を取り消したので通知する。

指定番号	
理由	
<p>(教示事項)</p> <p>1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の9（第31条の9関係）

<p>運転免許取得者等検査認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p>	
運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	
運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地	
運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第 号
運転免許取得者等検査の方法の名称	
添付書類	

備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類には、添付する書類名を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
**様式第37号の10**（第31条の10関係）

第 号  運転免許取得者等検査認定書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 住所又は所在地  氏名又は名称 殿  <div style="text-align: right;">沖縄県公安委員会 印</div> <p>道路交通法第108条の32の3第1項各号の規定に適合しているので、次の運転免許取得者等検査の方法を認定する。</p> 認定する方法の区分  運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第 号  認定する方法の名称
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
**様式第37号の11**（第31条の11関係）

第 号  運転免許取得者等検査認定取消通知書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 殿  <div style="text-align: right;">沖縄県公安委員会 印</div> <p>道路交通法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定により、運転免許取得者等検査の方法の認定を取り消したので通知する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">認定番号</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">取消理由</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>(教示事項)                  1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処</p>	認定番号		取消理由	
認定番号				
取消理由				

分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。  
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の12（第31条の12関係）

運転免許取得者等検査変更届出書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所  
届出者  
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第1項又は第3項の規定により変更の届出をします。

1 変更事項

2 変更内容  
 (1) 変更前  
 (2) 変更後

3 変更理由

備考1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の13（第31条の14関係）

指定申請書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所  
申請者  
氏名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 第2項第4号 の規定による同規則第1条

第1号 第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。	
使用する施設	名称
	所在地
備考	

- 備考1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 不要の文字は、二重線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の14 (第31条の14関係)

第 号  指定書  氏名又は名称  住所又は所在地  運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 第2項第4号 の規定により、同規則第1条  第1号 第2号 に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。  <div style="text-align: right;">                     年 月 日                      沖縄県公安委員会 印                 </div>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第37号の15 (第31条の14関係)

指定取消通知書  <div style="text-align: right;">                     年 月 日                 </div> 住所又は所在地  殿  <div style="text-align: right;">                     沖縄県公安委員会 印                 </div> 下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 第1項第4号 第2項第4号 の規定による指定を取り消したので通知する。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指定番号	
理由	

(教示事項)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部運転免許試験課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会になります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

沖縄県公安委員会規則第9号

特定任意講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

沖縄県公安委員会

特定任意講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

（特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

**第1条** 特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の3第1項ただし書及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第2号の規定に基づき、」を削り、「講習で、」を「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項の規定による講習（」に、「第2条第1項第3号で定める基準に適合する講習（」を「第2条の基準に適合するものに限る。」に改める。

第6条中「第1条第2号」を「第2条第2号」に改める。

（認知機能検査員講習の実施等に関する規則の一部改正）

**第2条** 認知機能検査員講習の実施等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項第2号」を「第4条第2項第1号ロ」に改める。

第2条中「25歳」を「21歳」に改める。

- |                 |                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表高齢運転者対策の概要の項中 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「(1) 高齢者の交通事故の現状</li> <li>(2) 認知機能検査の導入</li> <li>(3) 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習・免許証の更新手続</li> <li>(4) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査の実施</li> <li>(5) 申請による免許取消し</li> <li>(6) 高齢運転者標識</li> </ul> |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「(1) 高齢運転者の交通事故情勢  
(2) 認知機能検査の内容  
を (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 に改め、同表認知機  
(4) 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書  
(5) 安全運転相談 」

能検査の実施方法の項中「180分」を「150分」に改める。

様式第2号中「沖公委（免）」を「沖公委（免试）」に改める。

（特定講習の実施等に関する規則の一部改正）

**第3条** 特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第24条」に、「第4章 指定講習機関（第26条―第37号）」を「第4章 若年運  
第5章 指定講  
転者講習（第25条―第35条） に、「第5章」を「第6章」に、「第38条―第40条」を「第48条―第50条  
習機関（第36条―第47条） 」  
に改める。

第1条中「及び同項第10号」を「、同項第10号」に改め、「初心運転者講習」という。）の次に「及  
び同項第14号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）」を加える。

第2条中「及び初心運転者講習」を「、初心運転者講習及び若年運転者講習」に、「実施及び」を「実  
施並びに」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

県細則第29条の規定により取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その副本に受講申請時に受  
理した写真1枚を貼付して保管するものとする。この場合において、指定講習機関は、当該取消処分者  
講習終了証明書の写しを公安委員会に送付するものとする。

第17条第2項中「随意」を「任意」に改める。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

第5章中第40条を第50条とし、第39条を第49条とし、第38条を第48条とし、同章を第6章とする。

第37条中「様式第29号」を「様式第32号）又は若年運転者講習通知手数料納付書（様式第33号）」に改  
め、同条を第47条とする。

第36条中「様式第27号」を「様式第30号」に、「様式第28号」を「様式第31号」に改め、同条を第46条  
とする。

第35条中「様式第26号」を「様式第29号」に改め、同条を第45条とする。

第34条中「様式第25号」を「様式第28号」に改め、同条を第44条とする。

第33条中「様式第24号」を「様式第27号」に改め、同条を第43条とする。

第32条中「第27条」を「第37条」に、「様式第20号」を「様式第23号」に、「第29条」を「第39条」  
に、「様式第21号」を「様式第24号」に、「第30条」を「第40条」に、「様式第22号」を「様式第25号」  
に、「様式第23号」を「様式第26号」に改め、同条を第42条とする。

第31条中「様式第18号」を「様式第21号」に、「様式第19号」を「様式第22号」に改め、同条を第41条  
とする。

第30条第1項中「様式第16号」を「様式第19号」に、同条第2項中「様式第17号」を「様式第20号」に  
改め、同条を第40条とする。

第29条中「様式第15号」を「様式第18号」に改め、同条を第39条とする。

第28条第2号中「と初心運転者講習」を「、初心運転者講習及び若年運転者講習」に改め、同条を第38  
条とする。

第27条第1項中「第8条」を「第8条の2」に、同条第2項中「様式第14号」を「様式第17号」に改  
め、同条を第37条とする。

第26条中「様式第13号」を「様式第16号」に改め、同条を第36条とする。

第4章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 若年運転者講習

（講習機関）



- 第25条** 若年運転者講習は、警察本部交通部運転免許管理課又は指定講習機関において行うものとする。  
(講習対象者)
- 第26条** 若年運転者講習は、法第102条の3の基準該当若年運転者を対象とする。  
(講習指導員及び運転適性指導員の要件)
- 第27条** 公安委員会が実施する若年運転者講習においては、警察職員の中から次の要件に該当する者を講習指導員として必要数確保するとともに、運転適性検査等の業務に必要な補助者についても確保するものとする。
- (1) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。
  - (2) 若年運転者講習に使用する普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けていること。
  - (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。
- 2 公安委員会は、若年運転者講習を実施する指定講習機関に対し、規則第5条各号の要件に該当する運転適性指導員を必要数確保させ、これ以外の者を従事させないものとする。
- 3 公安委員会は、前2項に規定する講習指導員及び運転適性指導員（以下この項及び次項において「講習指導員等」という。）に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、技術その他の指導に必要な能力の向上に努めるとともに、新しく講習指導員等となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習を効果的に行うための知識及び技術を習得させるものとする。
- 4 講習指導員等の服装は、活動に便利なもので、かつ、講習指導員等としてふさわしいものとする。  
(講習施設)
- 第28条** 若年運転者講習を実施する者は、受講者を収容できる必要な機材を備えた教室等を整備するなど、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。  
(講習用教材等)
- 第29条** 若年運転者講習を実施する者は、府令第38条第14項第2号に基づき、次に掲げる講習用教材を必要数整備し、必要に応じ、感情制御能力及び自己の運転技能に対する客観的評価能力の養成に資する教本等を整備するものとする。
- (1) 性格と運転の概説に関する視聴覚教材
  - (2) 筆記による検査に使用する運転適性検査用紙
- 2 若年運転者講習において使用させる講習用車両（身体障害者用車両その他の持込みを認められた車両を含む。）は、次の各号のいずれにも該当する普通自動車とするものとする。
- (1) 普通免許に係る標準試験車の装備、機能その他の性能と同等以上の性能を有する普通自動車
  - (2) 講習指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（補助ブレーキ）を備えた普通自動車
  - (3) 前面及び後面に「講習中」の文字を前方又は後方から見やすいように表示した普通自動車
- 3 若年運転者講習を実施する者は、実車による講習中における走行状況及び受講者の運転姿勢を記録するために必要な装置を整備するものとする。
- 4 若年運転者講習を実施する者は、実車による講習の状況を録画した映像を指導に用いるために必要な装置を整備するものとする。  
(講習の通知等)
- 第30条** 若年運転者講習通知書には、講習の所要時間、携行品（若年運転者講習通知書、運転免許証、筆記用具、受講料、通知手数料等をいう。）、服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。
- 2 受講場所及び受講日時については、県内の実情に応じ、あらかじめ公安委員会が受講させる指定講習機関又は運転免許試験場その他の警察施設（以下「指定講習機関等」という。）と講習日時を指定した上で通知するものとし、これにより難しい場合は、若年運転者講習通知書に指定講習機関等及び講習日時を一覧表にした概ね1か月の講習計画表を添付し、これに基づき指定講習機関等及び講習日時を任意に選択させるものとする。この場合において、前者の方式によるときは、できる限り対象者に受講の機会を与えるように措置するとともに、講習対象者において、指定された指定講習機関等及び講習日時では受講に支障がある旨の申入れがあったときは、その変更を認めるものとし、後者の方式によるときは、受講日の一定期日までに希望する指定講習機関等へ電話等により受講の申込みをさせるものとする。
- 3 公安委員会があらかじめ受講させる指定講習機関を指定する方式をとる場合は、指定講習機関に対し

講習受講対象者を若年運転者講習受講予定者通知書（様式第13号）により通知するものとする。

- 4 若年運転者講習通知を受けた者がやむを得ない理由により所定の期間内に講習を受けることができず、その後に講習を受けようとする場合は、やむを得ない理由のあったことを証するに足りる書類を指定講習機関又は公安委員会に提出して講習を受けることとなるが、そのような書類が指定講習機関に提出されて受講の申込みがなされたときは、速やかに公安委員会に報告させ、公安委員会においてやむを得ない理由を十分に確認した後、新たに指定講習機関等及び講習日時を定め通知し、講習を受けさせるものとする。
- 5 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から、講習対象者から法第94条第1項に規定する届出（都道府県公安委員会の管轄区域を異にした住所の変更に限る。次項において「届出」という。）があった旨の連絡を受けたとき又は若年運転者講習の通知を発する場合において、講習対象者の都道府県公安委員会の管轄区域を異にした住所の変更が判明したときは、若年運転者講習移送通知書（様式第14号）により変更した住所を管轄する都道府県公安委員会へ通知するものとする。
- 6 公安委員会は、講習対象者から届出があったときは、速やかに旧住所を管轄する都道府県公安委員会から若年運転者講習移送通知書を受け取るものとする。
- 7 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から若年運転者講習移送通知書を受けたときは、速やかに当該通知に係る講習対象者に若年運転者講習通知を行うものとする。
- 8 公安委員会は、他の都道府県公安委員会から若年運転者講習通知を受けた後に公安委員会の管轄区域に住所を変更した講習対象者には、法第94条第1項の規定による届出をさせ、及び若年運転者講習を受講させるものとする。

（講習時間及び実施期間）

**第31条** 若年運転者講習の講習時間は、9時間とし、原則として連続する2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続で実施することができない場合は、近接した日に第2日目を指定するものとする。

（学級編成等）

**第32条** 若年運転者講習の学級編成は、次により行うものとする。

- (1) 1学級3人の編成を基準とする。
- (2) 1学級につき講習指導員1人を配置することを原則とする。この場合において、指定講習機関にあっては、法第108条の5第1項の規定により、運転適性指導には運転適性指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても運転適性指導員を充てるものとする。

（運転適性指導）

**第33条** 運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査及び普通自動車の運転をさせることにより行う検査に基づき行うものとする。

- 2 筆記による検査は、「科警研編73C型」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うものとする。この場合において、当該運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付するものとする。

（講習の内容）

**第34条** 若年運転者講習は、別表第8に規定する若年運転者講習の講習科目及び時間割等に関する細目により実施するものとする。

（講習結果報告）

**第35条** 指定講習機関は、若年運転者講習を実施したときは、直ちに若年運転者講習結果報告書（様式第15号）により、公安委員会に報告するものとする。

別表第7の次に次の1表を加える。

**別表第8**（第34条関係）

若年運転者講習の講習科目及び時間割等に関する細目

1日目（5時間）

	項目	内容	指導要領	時間
1	運転適性検査 (73C型)	運転適性検査(73C型)	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	1時間
2	技能録画①(実	受講者の運転姿勢	・ 受講者の運転姿勢を映像として記録する。	1時間

	車)	及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の運転について映像を記録する。</li> </ul>	
3	性格と運転の概説 (座学)	視聴覚教材や運転適性検査 (73C型) の結果により、性格特徴が運転の仕方に表れる可能性があることを理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>取消処分者講習で実施しているものと同内容とする。</li> <li>性格と運転行動の関係について概説を行う。</li> <li>運転適性検査 (73C型) の結果を受講者に渡した上で、指導・助言を行う。</li> <li>運転適性検査の結果における長所については褒める一方、短所については表れやすい運転行動を例示として挙げ、自己の運転行動を見つめ直すきっかけを作る。</li> </ul>	1 時間
4	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導① (座学)	運転適性検査 (73C型) の結果及び技能録画①で録画した映像に基づき、自己の心理的特性や運転技能等を客観的に理解させるとともに、様々な心理的特性と運転行動の関係について理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>録画映像の観察に先立ち、技能録画①における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより (満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより)、受講者の運転に対する主観的評価を把握する。</li> <li>運転適性検査 (73C型) の結果及び本項目開始時における自己評価結果を踏まえ、技能録画①において録画した自己の運転状況の映像 (一部で構わない。) を観察し、問題 (危険性がある運転行為等) があつた運転場面について、受講者自身に、何が問題であつたのか、自己の心理的特性がどのように運転行動に影響したのか、また、心理的特性の短所について、どのように意識して行動したら補うことができるのかについて、講習指導員とディスカッションすることにより考えさせ、心理的特性が運転行動に与える影響を理解させるとともに、客観的評価と主観的評価の相違を理解させる。</li> </ul>	1 時間
5	安全運転のための指導① (実車)	実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査 (73C型) の結果及び運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行う。		1 時間

2 日目 (4 時間)

	項目	内容	指導要領	時間
1	技能録画② (実車)	受講者の運転姿勢及び運転の映像を様々な道路交通環境下において記録する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>受講者の運転姿勢を映像として記録する。</li> <li>受講者の運転について映像を記録する。</li> </ul>	1 時間
2	運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導② (座学)	各受講者の技能録画②で録画した映像に基づき、運転適性検査 (73C型) の結果を踏まえることにより、運転行動にどのような変化が生じたかを理解させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>録画映像の観察に先立ち、技能録画②における運転について受講者に点数形式で自己評価をさせ、減点要因を受講者に語らせることにより (満点評価した場合には現状維持又はそれ以上を目指すための要因を語らせることにより)、受講者の運転に対する主観的評価を把握するほか、運転適性検査 (73C型) の結果を踏まえ、講習全般について、どのよう</li> </ul>	1 時間

			<p>な点について注意して運転していたのか、講習生に意見を述べさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己の心理的特性を踏まえた運転をすることにより、自己の運転行動にどのような変化が生じたのか（可能な限り、技能録画①において録画した映像（一部で構わない。）と技能録画②において録画した映像（一部で構わない。）を比較するなどしてその違いを視覚的にも明らかにする。）を、講習指導員とディスカッションすることによって理解させるとともに、各受講者の運転適性検査（73C型）の結果及び1日目と2日目に実施した自己評価の結果を踏まえた指導を行い、今後も自身の運転を客観的に反省することができるよう意識付けを行う。</li> </ul>	
3	安全運転のための指導②（実車）	<p>実車を講習指導員が同乗した上で運転させ、運転適性検査（73C型）の結果及び運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②を踏まえ、受講者の弱点となる場面について重点的に指導を行うほか、講習の総まとめとして、交通違反や交通事故につながりやすい運転行動及び心理的特性について解説し、いかなる状況においても安全運転を心掛けるよう指導を行う。</p>		1時間
4	講習全体の振り返り（座学）	<p>受講者に対して発言を促しながら質疑応答を行い、講習全体を通じての感想文をまとめさせる。</p>		1時間

様式第4号中「沖公委（免）」を「沖公委（免管）」に改める。

様式第10号中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第11号及び第12号中「第24条関係」を「第23条関係」に改める。

様式第29号中「第37条関係」を「第47条関係」に改め、同様式を様式第32号とし、同様式の次に次のように加える。

**様式第33号（第47条関係）**

<p>若年運転者講習通知手数料納付書</p>	
	<p>年 月 日</p>
<p>沖縄県公安委員会 殿</p>	
<p>住所 氏名 生年月日 ( 歳)</p>	

1 若年運転者講習通知番号

第 号

2 講習実施場所

3 証紙貼付欄

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第28号中「第36条関係」を「第46条関係」に、「沖公委（免）」を「沖公委（免管）」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第27号中「第36条関係」を「第46条関係」に、「沖公委（免）」を「沖公委（免管）」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第26号中「第35条関係」を「第45条関係」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第25号中「第34条関係」を「第44条関係」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第24号中「第33条関係」を「第43条関係」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第23号中「第32条関係」を「第42条関係」に改め、同様式を様式第26号とする。

様式第22号中「第32条関係」を「第42条関係」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第21号中「第32条関係」を「第42条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第20号中「第32条関係」を「第42条関係」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第19号中「第31条関係」を「第41条関係」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第18号中「第31条関係」を「第41条関係」に、「沖公委（免）」を「沖公委（免管）」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第17号中「第30条関係」を「第40条関係」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第16号中「第30条関係」を「第40条関係」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第15号中「第29条関係」を「第39条関係」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第14号中「第27条関係」を「第37条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第13号中「第26条関係」を「第36条関係」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第12号の次に次の3様式を加える。

**様式第13号（第30条関係）**

若年運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名  
管理者 殿

沖縄県公安委員会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知す

る。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許種別	免許証番号	講習指定年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**様式第14号**（第30条関係）

若年運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

沖縄県公安委員会

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住所	
氏名	
生年月日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしようとする理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**様式第15号**（第35条関係）

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

指定講習機関名  
管理者

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を 年 月 日に  
終了したので報告する。

番号	氏名 生年月日	住所	性別	免許の種類	免許証番号	講習指導員名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。  
(自転車運転者講習の実施等に関する規則の一部改正)

**第4条** 自転車運転者講習の実施等に関する規則（平成28年沖縄県公安委員会規則第9号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改める。

**附 則**

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）  
から施行する。

**沖縄県公安委員会規則第10号**

高齢者講習の実施等に関する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

沖縄県公安委員会

**高齢者講習の実施等に関する規則**

高齢者講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第4号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 高齢者講習（第2条－第12条）
- 第3章 特定任意高齢者講習（第13条－第16条）
- 第4章 補則（第17条・第18条）

附則

**第1章 総則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号。以下「県細則」という。）に基づき、沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）及び同条第2項の規定による講習（講習規則第1条に規定する高齢者講習と同等の効果がある講習の基準に適合するものに限る。以下「特定任意高齢者講習」という。）（以下「高齢者講習等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

**第2章 高齢者講習**

(高齢者講習指導員の要件)

**第2条** 高齢者講習指導員は、次の各号（受講者の利便性に配慮し、高齢者講習等を過疎地域、辺地その他の地域において実施する場合にあっては、第5号を除く。）に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力が停止されている者を除く。）であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - イ 法第117条の2の2第12号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 警視總監又は都道府県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
  - イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (5) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した期間がおおむね1年以上あるもの
  - イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (6) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者（令和4年5月13日以降に合格したのものに限る。）
  - イ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を終了した者（令和4年4月1日以降に終了したのものに限る。）
  - ウ 令和4年5月12日以前にアの審査に合格した者又は令和4年3月31日以前にイに規定する研修（運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を除く。）若しくは自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員研修を終了した者であって、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けた者

(講習施設)

**第3条** 高齢者講習は、受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施



設、実車による指導を行うことができるコースその他の高齢者講習の実施に必要な設備を備えた施設において行うものとする。

(講習用教材)

**第4条** 府令第38条第12項第2号に規定する教材は、次に掲げる教材とする。

- (1) 高齢者講習にふさわしい教本、県内の交通実態に関する資料並びに危険予測及び事故事例に関する視聴覚教材
- (2) 補助ブレーキその他高齢者講習に必要な装置を装備した普通自動車
- (3) 次に掲げる運転適性検査器材
  - ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器
  - イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器
  - ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

(講習の委託)

**第5条** 法第108条の2第3項の規定により高齢者講習の実施を委託する場合の府令第38条の3に規定する公安委員会が認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者（以下この条及び第14条において「一般社団法人等」という。）は、次に掲げる基準を満たす一般社団法人等とする。

- (1) 高齢者講習指導員が、2人以上置かれていること。ただし、公安委員会が特に必要があると認めるときは、1人とすることができる。
- (2) 高齢者講習を行うために必要な建物、コース、普通自動車、運転適性検査器材その他の施設及び設備を有すること。
- (3) 悪天候、受講者の体調その他の事情により実車による指導が困難な場合に使用する四輪車用の運転シミュレーターを有すること。

2 公安委員会は、法第108条の2第3項の規定により高齢者講習の実施を委託する場合にあつては、当該委託を受けた一般社団法人等（第11条第2項及び様式第1号において「講習受託法人」という。）が実施する高齢者講習が適正に行われるとともに、その水準が維持されるよう常時指導監督するものとする。

(受講者の確認)

**第6条** 公安委員会は、県細則第28条第9号に規定する申請書が提出されたときは、講習通知書及び法第92条第1項に規定する免許証（第15条第2項において「免許証」という。）（以下この項において「免許証等」という。）により受講者であることを確認するものとする。ただし、受講者が特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。第15条第2項において同じ。）であるときその他免許証等により受講者であることを確認することができないときは、免許証等以外の本人確認書類により受講者であることを確認するものとする。

(講習の方法)

**第7条** 高齢者講習は、別表に規定する高齢者講習等の方法に準拠し、普通自動車及び運転適性検査器材を用いて、加齢に伴い身体の機能が低下しているおそれがあることを受講者に体験させ、その結果に基づく指導を重点的に行うものとする。

2 高齢者講習を実施するに当たっては、県内の実態に即した効果的な指導案を作成するものとする。

(講習を行う者)

**第8条** 高齢者講習は、次の各号に掲げる講習の方法に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 別表第1項の講義（第10条第1項第1号において「講義」という。） 高齢者講習指導員又は第2条第3号及び第4号の要件を満たす者
- (2) 別表第2項の運転適性検査器材による指導（第10条第1項第2号において「運転適性検査器材による指導」という。） 高齢者講習指導員又は高齢者講習の補助者
- (3) 別表第3項の実車による指導（次条及び第10条第1項第3号において「実車による指導」という。） 高齢者講習指導員

(実車による指導の実施)

**第9条** 実車による指導は、公安委員会が準備した第4条第2号に掲げる普通自動車を使用して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、高齢者講習を受ける者が準備した車両を使用して行うことができる。

- (1) 肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されていることその他のやむを得ない事情がある場合

- (2) 他の受講者の実車による指導の実施に支障がなく、かつ、実車による指導の安全性が確保されると認められる場合
- 2 実車による指導は、適切な指導を行うことができるコースにおいて実施するものとする。ただし、実車による指導をコースにおいて実施することが困難である場合又は受講者の利便性に配慮し、高齢者講習を過疎地域、辺地その他の地域において行う場合であって、実車による指導の安全性を確保することができるときは、適切な指導を行うことができる道路その他のコース以外の場所において実施することができる。
- 3 実車による指導に使用する車両には、講習中である旨を表示する標識を見やすい位置に掲示するものとする。
- 4 実車による指導は、別に定める運転技能検査等実施要領に基づいて行うものとする。  
(講習の人数等)
- 第10条** 高齢者講習を集団的に行う場合の集団の人数は、次の各号に掲げる講習方法に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とするものとする。
- (1) 講義 効果的な講習を行うことができる適正な人数
- (2) 運転適性検査機材による指導 高齢者講習指導員1人につき5人まで
- (3) 実車による指導 高齢者講習指導員1人につき5人まで
- 2 実車による指導は、受講者一人につきおおむね20分以上行うものとする。  
(実施結果の報告及び登録)
- 第11条** 公安委員会は、高齢者講習を受けた者のうち受講日における年齢が74歳以上の者を運転者管理システム（県内に居住する運転者に関する情報を管理するため、沖縄県警察運転免許センターに設置する電子計算機と警察庁に設置された電子計算機とを電子通信回線で接続した運転者管理システムをいう。）に登録するものとする。
- 2 講習受託法人は、高齢者講習を実施したときは、その結果を速やかに高齢者講習等実施結果報告書（様式第1号）により、公安委員会に対して報告するものとする。  
(事故等の防止)
- 第12条** 高齢者講習は、受講者の心情及び体調に配慮して、これを実施するものとする。
- 2 高齢者講習指導員は、講習中の事故の発生の防止に努めるものとする。
- 第3章 特定任意高齢者講習**  
(講習用教材)
- 第13条** 特定高齢者講習に用いる教本その他の必要な教材は、第4条各号に掲げる教材とする。  
(講習の委託)
- 第14条** 公安委員会は、法第108条の2第3項の規定により特定任意高齢者講習の実施を委託する場合には、あらかじめ特定任意高齢者講習の具体的な実施基準を定め、当該委託を受ける一般社団法人等が、当該基準に基づき特定任意高齢者講習を実施するよう常時指導監督するものとする。  
(受講申請)
- 第15条** 特定任意高齢者講習を受けようとする者は、特定任意高齢者講習受講申請書（様式第2号）を公安委員会に提出するものとする。
- 2 公安委員会は、前項の申請書が提出されたときは、免許証により受講者であることを確認するものとする。ただし、受講者が特定失効者であるときその他免許証により受講者であることを確認することができないときは、免許証以外の本人確認書類により受講者であることを確認するものとする。  
(準用規定)
- 第16条** 第2条、第3条、第5条第1項及び第7条から第12条までの規定は、特定任意高齢者講習について準用する。
- 第4章 補則**  
(高齢者講習等の効果の測定)
- 第17条** 公安委員会は、受講者の運転適性の変化その他の高齢者講習等の効果を調査及び分析し、効果的な高齢者講習等の実施に努めるものとする。  
(委任)
- 第18条** この規則及び別に公安委員会が定めるもののほか、高齢者講習等の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

別表（第7条関係）

高齢者講習等の方法

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	○ 講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢 (2) 高齢者の交通事故の実態 (3) 高齢者支援制度等の紹介	○ 地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき実施する。 ○ 高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。 ○ 申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	30分 (30分以上)
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本 (2) 交通事故の悲惨さ (3) シートベルト等の着用	○ 交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。 ○ 交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法 (2) 危険予測と回避方法等 (3) 改正された道路交通法令	○ 認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。 ○ 高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。 ○ 受講者の前回の免許証の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	○ 運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分 (30分以上)
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	○ 課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 ○ 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 ○ コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 ○ 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間 (1時間以上)

講習時間

2時間  
(2時間以上)

- 備考1 1、2及び3の講義又は指導並びに1及び2の講習科目の実施の順序は問わない。
- 2 1の講義及び2の指導は、3の指導の順番待ちの時間に行うことができる。
- 3 普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者の講習時間は、3の指導を受講しないことから、1時間（1時間以上）である。
- 4 特定任意高齢者講習の講習時間は括弧書による。

様式第1号（第11条関係）

高齢者講習等実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

講習受託法人名  
管理者

下記の者に対して、  
道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習  
運転免許に係る講習等に関する規則第1条の基準に適合する特定任意高齢者講習  
を 年 月 日に実施したので報告する。

番号	氏名 ----- 生年月日	性別	免許証番号	種類	種別	分類


備考1 不要の文字は、二重線で消すこと。

2 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍）を記載すること。

3 種類の欄には法定又は特定任意の別を、種別の欄には更新、臨時又はその他の別を、分類の欄には実車あり、実車免除又は実車なしの別を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第15条関係）

<p>特定任意高齢者講習受講申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>沖縄県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">生年月日 年 月 日生</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">( 歳)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">連 絡 先</p> <p>特定任意高齢者講習の受講を次のとおり申請します。</p>			
年月日	年 月 日	免許証の有効期限	年 月 日まで
場所			
種別	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> その他		
分類	<input type="checkbox"/> 実車あり <input type="checkbox"/> 実車免除 <input type="checkbox"/> 実車なし		
(証紙貼付欄)			

備考1 該当する□に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

**沖縄県公安委員会規則第11号**

認知機能検査の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

沖縄県公安委員会

**認知機能検査の実施に関する規則**

認知機能検査の実施に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の規定に基づいて沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（検査の実施日時等）

**第2条** 公安委員会は、検査の実施日時及び実施場所の設定に当たっては、適切な日時及び場所を設定し、検査を受ける者の利便性の確保に配慮するものとする。

（検査の申請）

**第3条** 検査を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書（様式第1号）を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請書が提出されたときは、検査に関する通知書及び法第92条第1項に規定する免許証（この条において「免許証等」という。）により受検者であることを確認するものとする。ただし、受検者が特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。）であるときその他免許証等により受検者であることを確認することができないときは、免許証等以外の本人確認書類により受検者であることを確認するものとする。

（検査の実施要領）

**第4条** 検査は、別に定める検査の実施要領により実施するものとする。

（検査員）

**第5条** 検査は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者であつて21歳以上のものが行うものとする。

- (1) 公安委員会が実施する検査 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修等を終了した者
- (2) 法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部の委託を受けた法人（以下「検査受託法人」という。）が実施する検査 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号に規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者又は検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者
- 2 前項第2号の審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書（様式第2号）を、次項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを審査するものとし、該当する者であるときは、申請した者に認知機能検査員審査合格証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(1) 認知症の専門医

(2) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者

(4) 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員の課程を終了した者

（検査の委託）

**第6条** 法第108条の規定により検査に関する事務の全部又は一部を委託する場合の府令第31条の4の2に規定する公安委員会が認める法人は、次に掲げる基準を満たす法人とする。

- (1) 前条第1項第2号に規定する検査を行う者が、2人以上置かれていること。ただし、公安委員会が、特に必要があると認めるときは、1人とすることができる。
- (2) 検査を行うために必要な施設その他の設備を有すること。
- (3) 検査の受付及び実施、公安委員会への報告、検査結果の管理その他の検査に関する事務を適正かつ円滑に行うことができる組織及び能力を有すること。

2 前項の場合において、公安委員会は、あらかじめ検査の実施方法その他の事項について具体的な基準を定めるものとする。

(検査結果の報告等)

**第7条** 検査受託法人は、検査を行ったときは、その結果を速やかに認知機能検査実施結果報告書（様式第4号）により公安委員会に報告するものとする。

2 検査受託法人は、検査の結果について検査を受けた者から不服又は苦情の申出があったときは、速やかに次の事項を書面で公安委員会に報告するものとする。

- (1) 申し出た者の氏名、連絡先及び検査の実施状況
- (2) 不服又は苦情の内容
- (3) 検査受託法人の対応の内容

(検査結果の登録)

**第8条** 公安委員会は、検査の結果を運転者管理システム（運転者に関する情報を管理するため、沖縄県警察運転免許センターに設置する電子計算機と警察庁に設置された電子計算機とを電子通信回線で接続した運転者管理システムをいう。）に登録するものとする。

(検査用紙等の保存)

**第9条** 公安委員会は、検査用紙を用いて検査を実施する場合にあっては検査に用いた検査用紙（問題用紙を除き、採点補助用紙を含む。以下この条において「検査済用紙」という。次項の規定により送付された検査済用紙を含む。）を、通信端末機器を用いて検査を行う場合にあっては検査済用紙の記録に相当する電磁的記録を、保存期間が満了するまでの間保存するものとする。

2 検査受託法人は、検査済用紙を公安委員会に送付するものとする。

3 第1項の保存期間は、4年とする。

(警察本部長への委任)

**第10条** この規則及び公安委員会が別に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、警察本部長が定める。

**様式第1号**（第3条関係）

認知機能検査受検申請書			
			年      月      日
沖縄県公安委員会 殿			
住所			
申請者 氏名			
生年月日      年      月      日生			
(      歳)			
連絡先			
認知機能検査の受検を次のとおり申請します。			
年月日	年      月      日	免許証の有効期限	年      月      日まで
場所			

種別	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> その他
備考	
(証紙貼付欄)	

- 備考1 該当する□に✓印を付すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**様式第2号** (第5条関係)

認知機能検査員審査申請書  年      月      日  沖縄県公安委員会 殿  申請者      住所 氏名  認知機能検査員審査を次のとおり申請します。	
審査内容	1 認知症の専門医 2 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する教養を終了した者 3 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者 4 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員の課程を終了した者
添付資料	

- 備考1 審査を受けようとする内容の番号を○で囲むこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。


**様式第3号** (第5条関係)

認知機能検査員審査合格証明書  住所
--------------------------



氏名 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

上記の者は、認知機能検査員資格審査に合格したことを証明する。

年 月 日  
 沖縄県公安委員会 

様式第4号（第7条関係）

認知機能検査実施結果報告書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

検査受託法人名  
管理者

下記の者に対して、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に実施したので報告する。

番号	氏名	性別	免許証番号	検査場所	種類	結果			種別
	生年月日			検査番号		手がか り再生	時間の 見当識	総合 得点	

備考1 運転免許（仮運転免許を除く。）を受けたことがない者の免許証番号の欄には、本籍（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍）を記載すること。

2 種類の欄には通常又はその他の別を、種別の欄には更新、臨時、任意又はその他の別を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**附 則**

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行の日（令和4年5月13日）から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------